2　国における施策の連携及び支援の方針

(1)　基本的な考え方

観光圏の整備に当たっては、国土交通省のみならず、農林水産省等の関係省庁とも連携することで、国による総合的な支援を図ることが重要である。このため、国土交通大臣による認定を受けた観光圏整備実施計画に基づく地域の取組に対しては、国土交通省における支援事業等による支援を行うとともに、個々の地域の計画内容に応じて、関係省庁とも連携して支援を図るよう努めるものとする。

国土交通大臣は、法第十九条に規定される社会資本整備事業等における配慮を行うにあたり、五1に規定されている地域における取組を踏まえて、「観光地域づくり実践プラン」等の枠組みを通じて、認定観光圏整備事業の円滑かつ確実な実施が促進されるよう十分に配慮する。

また、それ以外にも、国として(2)に定めるとおり配慮するものとし、地域においてこれら関連施策との連携を総合的に検討することが容易となるよう、観光庁においては、観光圏整備計画及び観光圏整備実施計画について関係省庁への周知を図るとともに、観光に関する地域からの相談を一元的に受け付けて関係省庁との調整を行う等、国における緊密かつ一体的・総合的な連携体制の確立に最大限努めるものとする。

(2)　その他の連携及び支援

(1)に記載する施策に加え、国において以下のとおり連携及び支援を図ることとしている。

①　滞在促進地区及び観光圏の魅力の向上

滞在促進地区及び観光圏における観光旅客が回遊・周遊する空間の魅力向上や、地域の観光資源の価値の向上等を図るため、

・　地域の文化財の保存・活用に関し、観光圏整備計画及び観光圏整備実施計画の作成並びに観光圏整備事業の実施に当たって、関係地方公共団体の教育委員会を通じて求めがあれば、技術的な指導・助言を行う。（文化庁）

・　農山漁村地域において、農業集落等が中心となり、伝統的な食文化、美しい景観等を観光等に活用する取組を促進するとともに、農山漁村と都市との地域間交流を促進するため、交流拠点施設の整備等を推進する。（農林水産省）

・　中小企業者が地域の「強み」となる観光資源（地域資源）を活用し、域外市場を狙った新商品・新サービスの開発・市場化支援を推進する。（中小企業庁）

・　地域の景観上重要であって、特に交流人口の拡大の効果が大きく見込まれるまちなみや建造物、樹木等について、景観法（平成十六年法律第百十号）に基づく制度の活用による保全等の取組を推進する。（国土交通省）

・　魅力的な歴史的風致を持つまちづくりを推進することにより、地域の誇りを育み、地域活性化を図るため、地域における歴史的風致の維持及び向上に関する法律に基づく歴史的風致維持向上計画の策定を推進し、計画に位置づけられた歴史的風致を形成する建造物の復原・修理等の取組を支援する。（国土交通省）

②　交通アクセス等の利便性及び快適性の向上

滞在促進地区及び観光圏内における観光地間の移動の利便性向上や、観光圏へのアクセスの利便性向上を図るため、認定観光圏整備事業として又はこれと連携して公共交通事業者が行う、必要な交通手段の提供、公共交通のバリアフリー化の推進、共通ＩＣカードの導入、パークアンドライドの推進等の取組に対して支援を行う。（国土交通省）

③　外国人観光旅客の来訪の促進

観光圏における外国人観光旅客の来訪の促進を図るため、観光圏の観光魅力を海外に発信するとともに、当該観光圏向けの魅力的な旅行商品の造成等を支援する事業を認定観光圏整備事業として行う場合は、外国人観光旅客の嗜好に留意しつつ、国がビジット・ジャパン事業による連携等を通じた支援を行う。（観光庁）

六　観光圏の整備による観光旅客の来訪及び滞在の促進に係る市町村、都道府県その他の関係者間における連携及び協力に関する基本的な事項

観光地域づくりは、観光関係者のみならず、多くの関係者とともに行うものであり、地域間、観光関係産業とその他の産業間、公的機関と民間事業者間など様々な連携が必要となる。中でも、観光圏整備事業は、幅広い関係者が連携して行うものであり、地域において一体的・総合的に観光圏の形成を図るためには、協議会による十分な議論及び検討を図ることが期待される。なお、協議会は、単なる有識者の集まりとすべきではなく、現に事業を担う、責任ある構成員を中心として構成することで、具体的な検討及び決定がなされることが期待される。

具体的に構成員を選定する際には、観光協会等の観光関係者のみならず、商工会、農林漁業等の関係者、ＮＰＯ、観光地域づくりプラットフォーム等の幅広い関係者により構成することが期待される。さらに、関係する市町村及び都道府県間の十分な連携を図る観点から、これら行政機関の参画が重要である。

また、行政機関においても、観光部局のみで取組を行うのではなく、地域振興、農林水産業、商工業、社会資本整備、教育等を管轄する幅広い部局が連携することが期待される。加えて、社会資本整備等との連携を図る観点から、観光圏整備事業に関連する社会資本整備等の事業主体及び管理主体についても、協議会構成員又はオブザーバーとして参画を求めることが期待される。さらに、文化財の保存・活用との連携を図る観点から、関係地方公共団体の教育委員会並びに文化財の所有者及び管理者についても、協議会構成員又はオブザーバーとして参画を求めることが期待される。

また、協議会における運営の透明性、公平性、実行性及び効率性を確保する観点から、協議会における協議事項、意思決定の方法、協議結果の公表方法、会計の取扱い等に係る規約を定め、適切に協議会を運営することが必要である。

さらに、地域関係者の負担軽減と効率化、計画の整合性を図るため、エコツーリズム推進協議会や地域における歴史的風致の維持及び向上に関する法律に基づく協議会等の地域づくりのための同様の協議会を設置する場合には、合同で開催したり、部会制とする等の連携を図ることが期待される。

なお、地域において、観光圏における外国人観光旅客の来訪の促進を図るためには、観光圏の観光魅力を海外に発信するとともに、当該観光圏向けの魅力的な旅行商品の造成を支援する事業等を実施するに当たっては、独立行政法人国際観光振興機構と連携を図ることが期待される。

七　その他観光圏の整備による観光旅客の来訪及び滞在の促進に関する事項

1　観光圏整備実施計画等の見直し

法第十七条に定める認定観光圏整備事業の実施状況について報告を行った結果、法第八条第三項各号のいずれかに該当しないことが判明したとき又は認定観光圏整備実施計画に従って観光圏整備事業を実施していないときは、認定観光圏整備事業者は、速やかに認定観光圏整備実施計画の変更、観光圏整備事業の実施体制の見直し等を行うものとする。

2　認定観光圏整備事業者による提案

法第十八条第一項の規定により、認定観光圏整備事業者は、政府の観光圏の整備による観光旅客の来訪及び滞在の促進に関する施策の改善についての提案を行うことができる。また、事業の実施期間中に得られた知見に基づく当該提案については、事業実施年度末に観光庁に対してまとめて行うことが期待される。一方、事業そのものについての相談・調整等上記提案に至らないものについては、随時観光庁にて受け付ける。

附　則

（施行期日）

1　この告示は、平成二十五年三月一日から施行する。

（経過措置）

2　この告示の施行の日前に定めた観光圏整備計画及び観光圏整備実施計画並びに同日前に国土交通大臣による認定を受けた観光圏整備実施計画については、計画期間が満了するまでの間、なお従前の例による。